

橋本市民病院次期改革プラン策定業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

総務省は令和3～4年度に改定新公立病院改革ガイドライン(以下、ガイドライン)を
発表する予定となっている。ガイドラインに基づくと共に、当院の経営課題を解決し、
より地域に貢献できる医療機関にするための経営計画を策定する。
次期改革プランの策定を行う事業者を選定することを目的に、公募型プロポーザルを
実施する。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

橋本市民病院次期改革プラン策定業務委託

(2) 業務内容

橋本市民病院次期改革プラン策定業務委託仕様書のとおり

(3) 履行期間

令和4年1月4日から令和5年3月17日まで

3 本契約に係る受注者の選定方法

本契約は、公募型プロポーザルにより契約候補者を選定する。なお、契約候補者の選
定については、橋本市民病院次期改革プラン策定業務委託募集に係る審査員が行うも
のとする。

4 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げる要件を全て満たしている
者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当
しない者であること。
- (2) 橋本市から指名停止を受けている者でないこと。
- (3) 各種税金の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申し立てがな
されている者(更正手続開始の決定を受けている者を除く)又は民事再生法(平
成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者
(再生手続開始の決定を受けている者を除く)でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団
及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 業務支援を行う責任者は、下記のいずれかに該当する者であること。

- ① 一般社団法人日本医療経営実践協会が認定する医療経営士2級以上の資格を有する者
 - ② 一般社団法人日本病院協会が認定する病院経営管理士の資格を有する者
 - ③ 公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会が認定する医業経営コンサルタントの資格を有する者
 - ④ 平成27年度以降に都道府県、市町村が設置する病院の改革プラン・経営戦略・その他経営に関する計画の策定・支援業務を元請けとして完了させた実績を有する者
- (7) 本入札における参加者は、平成27年度以降に都道府県、市町村が設置する病院の改革プラン・経営戦略・その他経営に関する計画の策定・支援業務を元請けとして完了させた実績を有すること。
- (8) 本入札における参加者は、中期的な経営計画を策定支援するために、当院の分析を行うことが可能な分析システムを導入していること。
- (9) DXの観点からシステムを活用した効率的な支援を行うこと。

5 質疑及び回答

本プロポーザルにおける質疑及び回答については、次のとおり行う。

- (1) 質疑がある場合は、「質問書」(様式第1号)に必要事項を記載のうえ、電子メールで提出すること。期限：令和3年11月26日(金)※期限厳守
【提出先メールアドレス：keirigenka@hashimoto-hsp.jp】
- (2) 質疑に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、担当者メールアドレス宛てに、随時、回答する。

6 参加申込・企画提案書等の提出方法

参加を希望する事業者は、下記に定める書類を提出すること。

- (1) 参加申請書類及び提出部数
 - ア：参加申込書(様式第2号) 1部
 - イ：会社概要調書(様式第3号) 1部
 - ウ：業務実績調書(様式第4号) 1部
 - エ：4参加資格要件に記載する資格証明書等の写し 1部
- (2) 企画提案書類及び提出部数
 - ア：企画提案書等提出届(様式第5号) 1部
会社名及び代表者氏名の記入及び代表者印を押印すること。
 - イ：企画提案書(任意様式) 7部
企画提案の内容は次のとおりとし、表紙を含めて30ページ以内でA4サイズにまとめ、表紙を除く全ページに通し番号を付けること。

- ① 提案書（表紙）
- ② 業務実施に係る基本方針
- ③ 業務スケジュール・工程管理
- ④ 業務実施体制 ※責任者・担当者
- ⑤ 従事予定者一覧表
- ⑥ 業務実績一覧表
- ⑦ 業務実施計画
- ⑧ その他提案事項等（正本1部、副本6部を提出）

ウ： 見積提示金額調書（様式第6号）及び内訳書 7部

見積提示金額とその内訳が分かるように作成すること。

（正本1部、副本6部を提出）

【書類作成時の注意事項】

- ・別紙「橋本市民病院次期改革プラン策定業務委託仕様書」に基づいて作成すること。
- ・言語は日本語、通貨は日本円とし、横書きで文字サイズは11ポイント以上とする。
ただし、図表等はこの限りではない。
- ・専門知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現に努めること。
- ・1事業者につき1提案とする。
- ・正本1部は、称号又は名称及び代表者氏名の記入及び代表者印を押印したものとし、提出書類はア～ウの順に並べ、A4サイズに揃えて提出すること。

（3）提出方法

総務課に直接持参又は郵送で提出すること。（ただし、郵送による場合は、書留郵便で提出期限までに必着のこと）

（4）提出先

〒648-0005 橋本市小峰台二丁目8番地の1

橋本市民病院 総務課

（5）提出期限

令和3年12月6日（月）午後5時まで ※期限厳守

（6）参加の辞退

参加申込書を提出した後に、参加を辞退する場合は、「参加辞退届」（様式第7号）を提出するものとする。

7 審査の手続

参加資格の有無及び企画提案書等の審査については、下記のとおり行う。

（1）第1次審査（書面審査）

参加資格を満たしているか等の確認を行い、第1次審査の結果及び第2次審査の

案内を、令和3年12月10日(金)までに、参加申込書に記載された担当者宛てに、書面又は電子メールで通知するものとする。

(2) 第2次審査(プレゼンテーションによる審査)

ア:開催日時

令和3年12月17日(予定)

※開催日時については、第2次審査の案内にて令和3年12月10日(金)までに通知する。

イ:開催場所

2階講堂

ウ:審査の方法

1事業者につき20分以内でプレゼンテーションを実施し、その後、質疑応答の時間を10分程度設ける。プレゼンテーションの参加者については1団体につき5名までとする。

説明に必要なパソコン等の機材は参加事業者が準備すること。なお、スクリーン及びプロジェクターについては主催者にて準備する。

エ:説明者及び説明方法

プレゼンテーション及び質疑応答は、企画提案書の「実施体制」に記載した責任者及び担当者で行うものとする。会場に入場できるのは5名までとする。

プレゼンテーションを行う順番については、企画提案書の提出順とする。説明は提出済みの企画提案書等に沿った内容で行い、当日の資料配布は認めない。

オ:評価基準

以下の項目において評価を行う。

【項目事項評価割合 合計:100%】

1. 業務実施に係る

基本方針

- ・業務目的の十分な理解
- ・適切な方針、考え方の明示:10%

2. 業務スケジュール

・工程管理

・具体的なスケジュールの明示

・適切な工程管理による業務履行:10%

3. 業務実施体制

・専門知識・能力があるスタッフの適正配置

・業務の確実な履行体制の整備:10%

4. 業務実績

・類似業務の完了実績:10%

5. 提案価格

- ・当該業務に対する適切な提案金額：30%

6. 業務実施計画

- ・現状と課題の的確な分析
- ・実効性の高い取組やプランの企画・立案：30%

8 契約候補者の選定

- (1) 提出された企画提案書等の審査を行い、最もすぐれている提案者を契約候補者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。なお、最高評価点者が複数あった場合は、審査員の議決により選定する。
- (2) 契約候補者となることができる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、基準点以上の提案者の中から契約候補者を選定する。提案者が1者であっても本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しない。
- (3) 契約候補者が契約締結を辞退したときや当院との協議が調わなかったとき、契約締結時までに参加資格要件を欠いていたことが判明したとき又は契約締結時において橋本市の指名停止を受けているときは、次点優秀提案者と契約締結の交渉を行うものとする。

9 審査結果の通知

審査結果については、プレゼンテーション参加者に対して、令和3年12月27日(月)頃に書面にて通知するものとする。

10 無効又は失格

参加事業者が下記のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加申込書及び企画提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。

- (1) 「橋本市市民病院次期改革プラン策定業務委託公募型プロポーザル実施要領 4 参加要件」を満たしていない若しくは満たすことができなくなった場合。
- (2) 企画提案書等必要な書類を提出しない場合又は提出期限に遅れた場合。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (4) 実施要領、仕様書の規定に違反した場合。
- (5) プレゼンテーションに出席しなかった場合。
- (6) 本プロポーザルに関して不正行為等があった場合。

11 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加事業者の負担とする。なお、本

プロポーザルを延期又は中止した場合においても同様とする。

- (2) 提出書類は理由の如何に関わらず返却しない。
- (3) 提出書類の修正、再提出は認めない。
- (4) 提出書類は、本プロポーザルのためにのみ使用し、参加事業者の承諾なしに第三者に提供しない。
- (5) 提案書に記載された内容については、その提案内容が一般的に使用されているものである場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

1.2 公募から事業者選定までのスケジュール（予定）

- | | |
|---------------------------|----------------------------|
| (1) 公募の開始 | 令和 3 年 11 月 15 日 (月) |
| (2) 実施要領等に関する質問書提出期限 | 令和 3 年 11 月 26 日 (金) |
| (3) 参加申請書類提出期限 | 令和 3 年 12 月 6 日 (月) 午後 5 時 |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和 3 年 12 月 6 日 (月) 午後 5 時 |
| (5) 第 1 次審査結果通知（書面審査） | 令和 3 年 12 月 10 日 (金) |
| (6) 第 2 次審査の実施（プレゼンテーション） | 令和 3 年 12 月 17 日 (金) |
| (7) 第 2 次審査結果通知 | 令和 3 年 12 月 27 日 (月) |
| (8) 契約締結 | 令和 4 年 1 月 4 日 (火) |

1.3 問い合わせ先

担当部署：橋本市民病院 総務課

所在地：橋本市小峰台二丁目 8 番地の 1

電話：0736-37-1200

Eメール：keirigenka@hashimoto-hsp.jp